

独立行政法人大学入試センター旅費細則

〔平成13年4月1日
細則第4号〕

改正 平成16年3月25日細則第2号
改正 平成16年10月29日細則第3号
改正 平成18年4月1日細則第4号
改正 平成20年3月28日細則第4号
改正 平成20年4月28日細則第5号
改正 平成22年5月21日細則第1号
改正 平成24年3月30日細則第1号
改正 平成28年3月30日細則第2号
改正 平成31年4月30日細則第6号
改正 令和2年3月31日細則第10号
改正 令和3年3月31日細則第2号
改正 令和3年5月31日細則第1号
改正 令和4年3月31日細則第4号
改正 令和7年4月30日細則第1号
改正 令和8年5月28日細則第1号

独立行政法人大学入試センター旅費細則

目次

- 第1章 総則（第1条－第14条）
- 第2章 内国旅費（第15条－第22条）
- 第3章 外国旅費（第23条－第27条）
- 第4章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（一般職俸給表に相当する職務の級）

第1条 独立行政法人大学入試センター旅費規則（平成13年規則第60号。以下「旅費規則」という。）

第3条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、独立行政法人大学入試センター職員給与規則（平成13年規則第38号。以下「職員給与規則」という。）第5条に規定する教育職俸給表の適用を受ける者の一般職俸給表に相当する職務の級は、表1のとおりとする。

〔表1〕

右欄の級に相当する職務の級等	一般職俸給表による級	右欄の級に相当する職務の級	一般職俸給表による級
教育職俸給表		教育職俸給表	
4級5号俸以上	9級	2級5号俸から16号俸まで	4級

4級4号俸以下 3級29号俸以上	8級	2級4号俸以下 1級25号俸以上	3級
3級9号俸から28号俸まで	7級	1級9号俸から24号俸まで	2級
2級25号俸以上	6級	1級8号俸以下	1級
3級8号俸以下 2級17号俸から24号俸まで	5級		

(役職員以外の者の職務の級)

第2条 役職員以外の者のうち、その者が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項第1号イの行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)及び同項第11号の指定職俸給表(以下「指定職俸給表」という。)の適用を受ける者並びに文部科学省所管旅費規則(平成13年文部科学省訓令第27号)第5条第1項第1号、第2号及び第6条第1項第1号(二)で行政職俸給表(一)の職務に相当する級を定められた者である場合の職員給与規則第5条に規定する一般職俸給表及び指定職俸給表に相当する職務の級は、表2のとおりとする。

〔表2〕

右欄の級に相当する職務の級	一般職俸給表及び指定職俸給表による級	右欄の級に相当する職務の級	一般職俸給表及び指定職俸給表による級
国家公務員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表)		国家公務員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表)	
指定職	指定職	5級	5級
10級	10級	4級	4級
9級	9級	3級	3級
8級	8級	2級	2級
7級	7級	1級	1級
6級	6級		

2 前項の規定にかかわらず、センターの委員会の委員については、表3のとおりとする。

〔表3〕

委員会名	一般職俸給表及び指定職俸給表による級
運営審議会	指定職
試験問題評価・分析委員会及び高等学校等関係者連絡協議会	4級
その他の委員会	7級

3 特別の事由により前2項によりがたい場合は、用務の内容、学識経験、社会的地位及び役職員との権衡等を勘案して、旅行命令者及び旅行依頼者(以下「旅行命令権者」という。)がその都度職員給与規則第5条に規定する一般職俸給表及び指定職俸給表に相当する職務の級を決定するものとする。

(旅行命令の取り消し等に係る旅費)

第3条 旅費規則第4条第5項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定す

る額とする。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）若しくは渡航雑費として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続きを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について旅費規則により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- 二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、所要の払戻し手続きを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額
- 三 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について旅費規則により支給を受けることができた額の範囲内の額
- 四 旅費の返納のために支払った手数料の額
（旅費喪失の場合における旅費）

第4条 旅費規則第4条第6項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費の額を超えることができない。

- 一 現に所持していた旅費の額（乗車券、宿泊券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条で同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため旅費規則により支給することができる額
- 二 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費の額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額
（旅行命令又は旅行依頼）

第5条 旅行命令権者は、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発し、又は変更した場合には、できるだけ速やかに当該旅行命令（依頼）簿を出納役又は資金前渡主任に提示しなければならない。

- 2 旅費規則第6条第1項に規定する旅行命令（依頼）簿の様式は、第1号様式（甲）及び（乙）とする。

（旅行命令等の変更の手続き）

第6条 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、原則として発令日の翌日までに旅行命令（依頼）簿に記載しなければならない。

- 2 旅行命令権者は、旅行命令等を取り消し、又は変更をした場合には、その旨を旅行命令（依頼）簿に朱書し、当該旅行者に提示しなければならない。ただし、提示ができない場合には、通知をもってかえることができる。

（旅行命令等の変更の申請）

第7条 旅行者が、旅費規則第7条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

（路程の計算）

第8条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、出発箇所又は目的箇所の最寄りの鉄道駅、バス停留所、乗船場、若しくは飛行場の間の路程により行うものとする。

- 2 前項の路程は、鉄道運送事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に定める鉄道運送事業を営む者をいう。以下同じ。）が定める路程、一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和

26年法律183号)に定める一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。)が定める路程、一般旅客定期航路事業者(海上運送法(昭和24年法律187号)に定める一般旅客航路事業を営む者をいう。)が定める路程によるものとする。

- 3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。
(職務の変更等があった場合の調整)

第9条 職員の職務又は職務の級が遡って変更されたときに、当該職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと認められる場合には、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。

(旅費の計算書等)

第10条 旅費規則第16条第1項に規定する旅費計算書の様式は、次の各号のとおりとする。

- 一 内国旅行の出張 第2号様式
- 二 外国旅行の出張、赴任旅費、家族移転費 第3号様式
- 三 旅費規則第31条に規定する遺族に対する旅費又は同規則第41条に規定する死亡手当 第4号様式
- 四 旅費規則第4条第5項の規定による旅行命令の取り消し等にかかる旅費 第5号様式
- 五 旅費規則第4条第6項に規定する旅行中における喪失旅費額に相当する旅費額 第6号様式
- 六 仮払いで支払った旅費を精算する場合であつて、仮払いの額と精算額が同一金額である場合 第7号様式

- 2 旅費規則第16条第2項に規定する旅費計算書に添付すべき書類は、別表に掲げる書類とする。
(返納金の告知書)

第11条 旅費規則第16条第3項に規定する精算の結果、旅費を返納させるときは、第8号様式の返納告知書により納付させるものとする。

(旅費の支給の特例)

第12条 旅費規則第4条第7項に規定する問題作成部会の委員に対する旅費(同委員会の開催に係る旅費に限る。)は、原則として3回に分割(分割する区分は同委員会の開催状況等により調整する。)し、仮払いをするものとする。

(旅費の精算の特例)

第13条 前条により仮払いをした旅費の精算は、各回のそれぞれの旅行終了後に当該旅行の旅費の額を確定しておき、各回分をまとめて精算するものとする。

(過払い金の返納等の特例)

第14条 前条の精算により返納金又は追給金が生じたときは、次回に支給する旅費により調整するものとする。ただし、回目の支給がない委員については、旅費規則第17条により取扱うものとする。

- 2 前項ただし書きで規定した旅費規則第17条による返納金の納付を銀行振込により行った場合には、第3条第4号の規定により、返納金の額から当該振込に係る手数料の額を差し引いた額を振込むことができるものとする。

第2章 内国旅費

(鉄道賃)

第15条 センターの鉄道の最寄り駅は、鉄道による路程が50キロメートル以上の場合はJR渋谷駅とし、50キロメートル未満の場合は京王井の頭線駒場東大前駅とする。

2 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給するものとする。

3 特別車両料金の額は、次の各号によるものとする。

一 急行料金を支給する区間については、急行列車に係る特別車両料金

二 一の旅行区間に急行列車と普通列車とが直通して運転する列車を運行する線路がある場合でその線路を利用する区間の一部に対して急行料金を支給する場合、その線路を利用する区間については、急行料金を支給する当該一部区間の路程に応じた急行列車に係る特別車両料金

三 前二号を除く区間については、普通列車に係る特別車両料金

4 座席指定料金は、一の座席指定席券の有効区間ごとに計算するものとする。

(職位の特例者)

第16条 旅費規則第18条第1項第4号に規定する「旅行命令権者が特に必要と認めた者」とは、次の各号の者とする。

一 役員又は指定職の職務にある者に随行を命ぜられた者

二 役員又は指定職の職務の代理として業務を行う者

三 用務の内容、学識経験、社会的地位等を勘案して、役員又は指定職の職務にある者と同等と認める者

2 前項の規定は、外国旅費を支給する場合にも適用するものとする。

(特別船室料金)

第17条 特別船室料金の額は、特別船室料金を徴する船室で指定席と自由席があるものを運行する航路による旅行をする場合には、指定席に係る特別船室料金とするものとする。

(航空賃)

第18条 航空賃については、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用する事が最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合に支給することができる。なお、センターを起点とした場合、北海道、青森県、山陰、山口県、四国及び九州への旅行は、航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法とするものとする。

2 旅行命令権者は、前項に規定する以外に、次の各号のいずれかに該当する場合に航空賃を支給することができる。

一 役員、指定職の職務にある者又はこれらの者と同等と認められた者が旅行する場合

二 前号に該当する者以外の者が、緊急かつ重要な会議若しくは打合わせに出席する場合又は前号に該当する者に随行する等のため航空機を利用して旅行しなければ業務上支障をきたす場合

三 天災その他やむを得ない事情により航空機を利用することが適当であると認められる場合

(日当等の調整)

第19条 旅行者が旅行中の傷病により旅行先の医療施設等で療養したため、正規の旅費のうち所定の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

2 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用する場合その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実状に応じ、正規の旅費のうち鉄道賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊料又は食卓料の全額又は一部を支給しないものとする。

- 3 タクシー又はレンタカーを利用する日の日当は、2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(転居費の算定方法等)

第20条 旅費規則第25条に規定する旅費細則で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、旅費規則の規定により他の種類として支給を受ける費用、その他支給が適当でない費用として理事長が定めるものを除くものとする。

- 3 役職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第21条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における事務所の変更に伴う旅行については、国設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(勤務地内旅行の旅費)

第22条 勤務地内の旅行で行程が8キロメートル未満かつ5時間未満であっても、現に支払った鉄道賃及びその他の交通費がある場合には、当該鉄道賃等を支給することができる。

第3章 外国旅費

(外国旅行の旅行命令等)

第23条 旅行命令権者は、外国旅行の旅行命令等を発しようとするときは、予め外務省により退避勧告、家族等退避勧告又は渡航延期勧告の発せられた国又は地域でないことを確認した上で、旅行命令等を発するものとする。

- 2 旅行地が外務省による観光旅行延期勧告又は注意喚起の発せられた国又は地域であるときは、旅行命令権者は業務上やむを得ないと認められる場合に限り、旅行命令等を発するものとする。

(外国貨幣の換算)

第24条 旅行者が、鉄道及び船の乗車券並びに航空券等を外国貨幣で購入した場合には、購入した日の銀行外貨公示相場(TTSレート)に基づき算出した額とする。

(特定航空旅行)

第25条 旅費規則第35条第2項第1号に規定する旅費細則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

- 2 旅費規則第35条第2項第3号に規定する旅費細則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。

(宿泊料の調整)

第26条 国際会議等に出席するため役員又は指定職の職務にある者の外国旅行に随行するものが同一の宿泊施設に宿泊しなければ業務上支障を来たす場合、又は国際会議等において外国政府等より宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合には、宿泊料定額を上限として、旅行命令権者が適当と認める額を増額して支給することができるものとする。

(転居費の算定方法等)

第27条 旅費規則第37条に規定する旅費細則で定める方法は、表4に定める容積又は重量により算定する方法とし、上限の範囲内において算定した額とする。

〔表4〕

区分		上限
家財の運送単位を容積により算出する場合	役職員	9 m ³
	配偶者	9 m ³
	子（一人につき）	1.5 m ³
家財の運送単位を重量により算出する場合	役職員	360kg
	配偶者	360kg
	子（一人につき）	60kg

- 2 前項の算定に当たっては、旅費規則の規定により他の種類として支給を受ける費用、その他支給が適当でない費用として理事長が定めるものを除くものとする。
- 3 役職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第28条 センターの経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（旅費規則第46条の規則による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうちセンターの経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費を支給しないものとする。

- 2 役職員に対する近距離の出張の旅費については、次の各号によるものとする。
 - 一 近距離の出張の旅費の支給は、6日以上研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行に限り支給するものとする。その他の場合は、原則としてセンター所有の料金カードにより支給し、日当は支給しないものとする。
 - 二 近距離の出張の範囲は、京王井の頭線駒場東大前駅から鉄道で100キロメートル内の日帰り旅行とするものとする。
 - 三 公用自動車（タクシー等の雇上げによるものを含む。）を利用する旅行又は公用自動車を運転してする旅行で、前号に規定する範囲内への日帰り旅行については、日当を支給しないものとする。
- 3 旅費規則第46条第1項の規定に基づき、旅費規則別表第1の日当の定額を支給する旅費において、用務のない移動日及び昼食が提供される日の日当を定額の2分の1の額に調整するものとする。
- 4 旅費規則第46条第1項の規定に基づき、着後滞在費（日当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（日当、食卓料、渡航雑費に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類

について、旅費規則第26条、第27条第1項、第38条及び第39条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類のいずれか少ない額を合計した額とする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月7日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月30日）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日）

この細則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月30日）

この細則は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日以降に出発する旅行から適用する。

附 則（令和8年5月28日）

この細則は、令和8年5月28日から施行し、令和8年4月1日から適用する。